

リフォーム・災害貸付

「リフォーム貸付」「災害貸付」の貸付金額は、一般貸付の貸付上限500万円には含まれません。

現職会員(会員期間6ヵ月以上)であれば、それぞれ貸付合計金額**500万円**まで貸付利用が可能

ただし、すべての貸付の償還(返済)合計月額が、給料月額 $\frac{4}{10}$ を超えるお申込みは受付できません。

※退職時には一括償還となります。ご理解のうえお申込みください。

※申込方法は裏面をご覧ください。

固定金利 年利

0.90%

リフォーム貸付

貸付条件:「だんしん」に加入できること
(保険料は厚生会が負担します)

申込人 申込人の配偶者 申込人の直系2親等以内の親族 **が**

居住する住宅の

※申込人以外の場合は、申込人との続柄のわかる公的書類(住民票など)の添付が必要です。

増改築 修理費用

*契約書の金額×持ち分の範囲内(万単位切上げ可)



貸付限度額

50万円~500万円

10万円
単位

*すまいる住宅貸付の貸付金額とあわせて4,000万円が上限です。
*同一案件について、すまいる住宅貸付と同時に申込むことはできません。

添付書類

●契約書(写)

*送金後は、領収書など資金用途を証明できる書類を提出してください。(日付が送金日以降のもの)

固定金利 年利

0.90%

災害貸付

申込人

自然災害 緊急資金

添付書類

●罹災証明書(写)

貸付限度額

10万円~500万円

10万円
単位



送金スケジュール

※休業日の都合により、日程が異なる場合があります

・送金先は厚生会の登録口座
・償還(返済)は送金日の翌月から(給与引去)

申込締切日

毎月 9日
毎月 19日
毎月 29日

送金日

20日
30日
翌月 10日

一般財団法人 兵庫県学校厚生会

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-7-34 TEL(078)331-9974〔貸付係〕
兵庫県学校厚生会・関係法人公式サイト「スマイルポート」 <https://www.kouseikai.or.jp/>



各支部
お問合せ先
はこちら

リフォーム・災害貸付

*貸付申込書には、貸付金額に応じた金額の収入印紙が必要です。



■収入印紙金額表

申込金額	収入印紙金額
10万円以下	200円
50万円以下	400円
100万円以下	1,000円
500万円以下	2,000円

※リフォーム貸付の申込方法

「リフォーム貸付申込書」と「リフォーム貸付借用証書」、「団体信用生命保険申込書兼告知書」を記入押印のうえ、必要書類を添えてご提出ください。

- ※申込人以外の資金使用の場合は、申込人との続柄のわかる公的書類(住民票など)の添付が必要です。
- ※貸付金額は、契約書の金額×持ち分の範囲内(万単位切上げ可)

償還表 (一部抜粋)				
貸付金額 (単位:万円)	A 償還(長期)		B 償還(短期)	
	償還回数	償還月額 (単位:円)	償還回数	償還月額 (単位:円)
50	60	8,525	50	10,192
100	72	14,272	50	20,385
200	120	17,434	90	22,989
300	120	26,151	90	34,483
500	120	43,585	90	57,472

※別途保証保険料が貸付残高1万円あたり0.49円かかります(2024年4月現在)

利用範囲	申込人 ・ 申込人の「配偶者」 ・ 申込人の「直系2親等以内の親族」	増改築 修理	申込限度額(10万円単位)		申込期間			
			50万円～500万円			業者への代金支払日まで (貸付金送金日基準)		
			*契約書等の金額×持ち分の範囲内(万単位切上げ可)					
必要書類			事後提出書類					
契約書(写) 送金後:領収書(写)			あり					

※災害貸付の申込方法

「災害貸付申込書」と「災害貸付借用証書」を記入押印のうえ、必要書類を添えてご提出ください。



償還表 (一部抜粋)				
貸付金額 (単位:万円)	A 償還(長期)		B 償還(短期)	
	償還回数	償還月額 (単位:円)	償還回数	償還月額 (単位:円)
50	60	8,525	50	10,192
100	72	14,272	50	20,385
200	120	17,434	90	22,989
300	120	26,151	90	34,483
500	120	43,585	90	57,472

※別途保証保険料が貸付残高1万円あたり約4.8円かかります(2024年6月より)

利用範囲	申込人	自然災害 緊急資金	申込限度額(10万円単位)		申込期間			
			10万円～500万円			事由発生日から1年以内 (申込締切日基準)		
			必要書類					
罹災証明書(写)			なし					

※一部償還・一括償還について

償還を希望する月の5日までに、償還希望の連絡(ネットやお電話)をお願いします。償還に必要な書類を郵送しますので、期日までに入金手続きを完了してください。

一部償還	10万円以上(償還月額×〇カ月分)を繰上償還することができます。 *月1回限り
一括償還	未償還の貸付金をすべて償還し済むことができます。ただし、当月の償還(給与引去)は停止されません。